



## 本人等通知等制度について

- 1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を抑止するため、証明書を第三者に交付したときに、事前に登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。
- 2 この制度を利用するためには事前の登録が必要です。
- 3 事前登録を希望する者又は事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申し込み、変更・廃止届出をすることができます。未成年者又は成年被後見人については、法定代理人が事前登録の申し込み、変更・廃止届出をすることができます。
- 4 事前登録の対象者
  - (1) 本市に住民登録されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
  - (2) 本市の戸籍の附票に記載されている方（戸籍の附票から除かれた方を含む）
  - (3) 本市が作成した戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）
- 5 対象となる証明書
  - (1) 住民票の写し（除票を含む）
  - (2) 住民票記載事項証明書（除票を含む）
  - (3) 戸籍の附票の写し（除附票を含む）
  - (4) 戸籍の謄本又は抄本（除籍を含む）
  - (5) 戸籍記載事項証明書（除籍を含む）
- 6 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者を除きます。
  - (1) 住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者
  - (2) 戸籍関係・・・本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属、同一戸籍に記載されている者
  - (3) 国又地方公共団体の機関
  - (4) 特定事務受任者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士）から住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務等として証明書の請求があったとき。
- 7 第三者に事前登録者に係る証明書を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に越谷市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 8 通知書は、事前登録者に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付します。事前登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 9 通知する内容は、証明書を第三者に交付した日、その種別及び通数並びに当該第三者が自己の代理人であるか否かです。
- 10 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届け出が必要です。なお、以下の事由に該当した場合には事前登録を廃止いたしますのでご注意ください。
  - ・ 死亡、居所不明等により事前登録者の住民票が消除されたとき
  - ・ 郵送した越谷市住民票の写し等交付通知書が返戻されるなど、登録者の住所が明らかでなくなったとき
  - ・ 保存期間の経過その他の事由により消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書又は消除された戸籍の附票の写しを第三者に交付することができなくなったとき